

高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々の努力が評価され、将来に希望が持てるよう新たにキャリアアップの仕組みを創設し、キャリアに応じた処遇改善がはじまります。

➤ 新たに職務分野に応じた研修体系を整備！

職務分野とそれに応じた次の研修が平成29年度から体系化されます。

- ①乳児保育 ③障害児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑦保育実践
- ②幼児教育 ④食育・アレルギー ⑥保護者支援・子育て支援 ⑧マネジメント

☆都道府県等が実施主体になり、順次実施されます。

☆研修修了の効力は全国で有効です。

☆一旦離職しても、研修修了の効力は引き続き有効となります。

☆研修の機会を確保できる環境を整備します(※)。

※公定価格上、職員1人当たり年2日から年3日に研修の機会を増やします。

➤ 技能・経験に応じた処遇改善を創設！

- 副主任保育士・専門リーダーの発令 ⇒ **原則月額4万円の改善**
- ・経験年数概ね7年以上(園長・主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を想定)
- ・上記①～⑥のうち4分野以上の研修の修了(※)(副主任保育士はマネジメント研修が必須)

職務分野別リーダーの発令 ⇒

- ・経験年数概ね3年以上(園長・主任保育士を除く職員全体の概ね1/5を想定)
- ・乳児保育など担当する職務分野(上記①～⑥)の研修の修了(※)

※平成29年度は研修要件を課さず、平成30年度以降、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

➤ 保育士等のキャリアアップの仕組みがスタート！

- 職務・給与体系の整備
これまでに培った技能・経験が適切に評価されるよう、職務・給与体系が整備されます。
- 対象職員に対する発令等
整備された職務・給与体系に基づき、職員の技能・経験に応じた職務の発令等がなされます。
- 賃金改善の実施
職務に応じて基本給、職務手当など毎月の給与が改善されます。

やりがいを感じながら、安心して働き続ける職場に！！

Q：保育士以外も対象になりますか？

A：調理員、栄養士、事務職員等も対象になります。

(注) 月額4万円の配分は主任保育士を対象として差し支えありません。

Q：7年以上の職員はほとんどいないのですか？

A：経験年数は「概ね」の目安ですので、各保育園の実情を踏まえ、7年未満あるいは3年未満の職員も対象にすることができま。

(注) 施設の規模や利用する子ども年齢構成割合に応じた必要となる職員数(園長・主任保育士を除く)全体の概ね1/3又は1/5の範囲で支給されますので、必ずしも7年以上又は3年以上の職員全てが対象というわけではありません。

Q：月額4万円はどのように配分出来ますか？

A：月額4万円の処遇改善については、公定価格上の対象者数の1/2(小数点以下切り捨て)を確保したうえで、その他の技能・経験を積んだ職員(園長を除く)に月額5千円～4万円未満の範囲内で柔軟に配分して支給することが出来ます。

【例】対象者5人で月20万円(4万円×5人)を、まず4万円を2人に配分した上で、残りの12万円を柔軟(例えば、3万円ずつ4人)に配分することも園の判断で可能です。

Q：4月の給与から支給されるのですか？

A：対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給される予定です。